

## スプリンクラー整備事業

### 1 目的

火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

既存施設のうち、対象施設に対し、スプリンクラー整備を図るものである。

### 3 対象施設

(1) 延べ面積1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設

区 分	設 置 者	問い合わせ先
救護施設 (生活保護法第38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社	社会援護課生活支援G TEL: 06-6944-6665
障がい者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10条の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等(医療法人を除く。))	障がい福祉室 生活基盤推進課推進G TEL: 06-6944-6393
短期入所事業所 (障害者自立支援法第5条第8項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10条の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等)	
障がい児入所施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人	
乳児院 (児童福祉法第7条)	都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人	子ども室 家庭支援課育成G TEL: 06-6944-6318

(2) 障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者又はこれと同様の者が利用する施設

区 分	設 置 者	問い合わせ先
共同生活援助事業所(グループホーム) (障害者自立支援法第5条第15項)	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人等(当該法人が当該事業に係る施設を賃貸して運営する場合を含む。)	障がい福祉室 生活基盤推進課推進G TEL: 06-6944-6393
福祉ホーム (障害者自立支援法第79条第2項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等)	